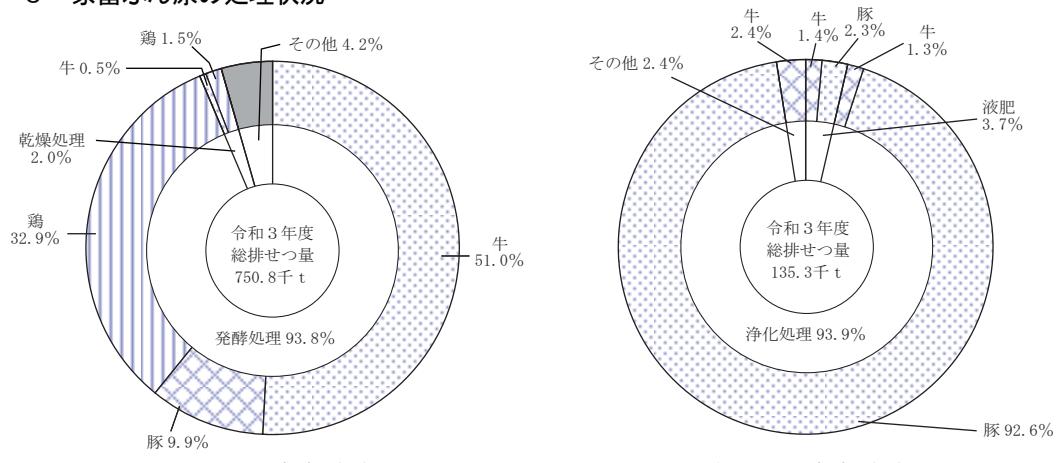


図2-2-6 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

表2-2-9 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和3年度 (実績)	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	396.2	388.1
豚	202.8	77.6
鶏	287.2	258.3
計	886.2	724.0

備考) 県畜産振興課調べ

(7) 資源循環型農業の推進<農産園芸課>

農業の持続的発展と、農業が有する多面的機能の維持・増進を図るため、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用を推進し、令和3年度は5地域、25haで実施された。

(8) PCB廃棄物の処理促進及び有害廃棄物の適正処理<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査（掘り起こし調査）を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、速やかに処理するよう指導するとともに、処理状況のフォローアップを行っている。

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底

(1) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

○ スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和3年度の実施回数は2回。

○ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

県境等で国・他県市との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、

中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、

岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

○ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

令和3年度の実施回数は450回。

○ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

○ 市町村職員への立入検査権限の付与（平成14年度～）

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

令和3年度は、27市町村、71名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

(2) 通報体制の整備＜廃棄物対策課＞

○ 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和3年度末現在の通報受理件数は累計859件。

○ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）及び日本郵便株式会社（平成30年度～）

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

(1) 不適正な土砂等の埋立て行為等の監視＜環境管理課＞

不適正な埋立て行為等を早期に発見し、初動段階から迅速に対処するため、市町村と連携し、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成19年4月1日施行）」に基づく施工中の立入検査や定期的な監視パトロール等を実施した。

(2) 盛土規制に係る連携体制の構築＜環境管理課＞

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年10月に盛土規制に係る総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を環境管理課に新設するとともに、本庁と8つの地域ごとに「盛土規制に関する連携会議」を設置・開催し、市町村や警察も含めた関係機関の連携体制を構築した。

第3節 災害廃棄物・感染症への備え

1 災害廃棄物処理対策の推進

(1) 災害廃棄物の適正な処理体制の強化＜廃棄物対策課＞

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。